

京丹後市広報紙広告掲載に関する基準

1 趣旨

この基準は、京丹後市広報紙広告掲載に関する基準を定めるものとする。

2 広告掲載の考え方

広報京丹後に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高く、かつ、他者に不利益を与えないものでなければならない。

3 広告を掲載しない業種、事業者等

次に掲げる業種、事業者又は事業の広告は、掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (8) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止の措置を受けている事業者
- (9) 市税（これに付帯する延滞金及び督促手数料を含む。）の滞納がある事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等私的な秘密事項の調査に関する事業者
- (11) 債権取立て、示談引受け等に関する事業者
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (13) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により都道府県等が発売する宝くじに関するものを除く。
- (14) たばこに関する事業者。ただし、たばこ製造、販売事業者等の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く。

- (15) 占い、運勢判断に関するもの
- (16) 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (17) 投資顧問、抵当証券、商品先物取引、金融先物取引等に関するもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種、事業者又は事業の広告

4 掲載基準

当該広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権侵害に当たるもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告
 - 個人又は法人の名称、所在地、連絡先のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- (6) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

- ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 犯罪、ギャンブル等を肯定し、助長するようなもの
 - ウ 暴力及びわいせつ性を連想、想起させるもの
 - エ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (9) 人材募集において次の疑いがあるもの
- ア 労働関係法令に反している疑いがあるもの
 - イ 売春等の勧誘や斡旋が行われる疑いがあるもの
 - ウ 商品、材料及び機材の売りつけや資金集めが行われる疑いがあるもの
- (10) 責任の所在が不明確な広告
- 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (11) その他、京丹後市広報紙を活用した広告として適当でないと認められる広告
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育内容に反する等、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
 - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - オ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - ク 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入等をうたったもの（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会に加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断する事業者が掲載するものを除く。）
 - ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
 - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与えるおそれのあるもの
 - サ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体として調和を損なうおそれのあるもの
 - シ 品位を損なう表現のもの

ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるものその他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの

セ その他、公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

5 広告主の選定における優先順位

優先して選定するものは、次に掲げる広告主とする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの

公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国及び地方公共団体と密接な関連をもって運営される公益法人等

(2) 私企業のうちで公共性の高いもの

電力、ガス、運輸（鉄道、バス）、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府及び地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業

(3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又は商店街、専門店街等の連合体

6 掲載基準の適用

広告内容の掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断するものとし、当該広告の全部又は一部について修正若しくは削除又はその双方を行うことにより広告を掲載することができると認められる場合は、広告主に修正等を求めることができる。

7 個別の基準

この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して個別の基準が必要な場合は、別に定める。